

別紙様式7

独立行政法人航海訓練所契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成23年3月7日				
場所	独立行政法人航海訓練所内会議室				
出席委員氏名	委員長	長塚 透 泉汽船株式会社 取締役営業部長			
	委員	金井 睦美(公認会計士) 有限責任あずさ監査法人 第6事業部シニアマネジャー			
	委員	濱田 英彦 独立行政法人航海訓練所 監事			
	委員	吉田 秀一郎 社団法人日本船主協会 海務部労政担当リーダー			
審議案件	16 件	→	2 件	改善点等あり とされたもの	(備考)
(内訳)				(内訳)	
平成21年度 (3月)	1 件	→	0 件	平成21年度 (3月)	
前回競争性のない 随意契約	1 件	→	0 件	競争性のない 随意契約	
前回一者応札・ 一者応募契約	0 件	→	0 件	一者応札・ 一者応募契約	
新規案件	0 件	→	0 件	新規案件	
平成22年度 (4月～1月)	15 件	→	2 件	平成22年度 (4月～1月)	
前回競争性のない 随意契約	4 件	→	0 件	前回競争性のない 随意契約	
前回一者応札・ 一者応募契約	2 件	→	1 件	前回一者応札・ 一者応募契約	
新規案件	9 件	→	1 件	新規案件	
複数年契約	0 件	→	0 件	複数年契約	
競争性のない 随意契約	0 件	→	0 件	競争性のない 随意契約	
一者応札・ 一者応募契約	0 件	→	0 件	一者応札・ 一者応募契約	
委員からの意見・質問、 それに対する 回答等	意見・質問			回答	
	別紙のとおり			別紙のとおり	
委員による意見の 具申又は勧告の 内容	なし				

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	航海訓練所 電話料					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	NTT東日本(株) 新宿区西新宿3-19-2					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	予定価格	—					
	契約金額	2,085,915円					
	落札率(%)	—					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	電気通信事業法に規定する電気通信事業者からの供給を受ける長期継続契約。					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	8					
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無			
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—					
競争性のある契約への移行予定年限	—						
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.64	航海訓練所 電話料					
	契約の概要	航海訓練所の固定電話及びブロードバンド通信回線に係る契約。					
	契約締結日	—					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	NTT東日本(株) 新宿区西新宿3-19-2					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数	—					
	予定価格	—					
	契約金額	1,880,283円					
	落札率(%)	—					
	再就職の役員の数(注2)	—					
	事前点検内容(注3)	競争性のある契約方式への移行		競争性のある契約へ前倒し(注4)		その他見直し	
		上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)	A	変更点なし。 契約の性質又は目的が競争を許さない。			
B							
点検結果		契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)	A	指摘事項なし。 供給者(契約の相手方)が一に特定される契約内容であるため、随意契約によらざるを得ない。			
			B				
		指摘事項等に対する具体的取組み(注5)	A	特になし。			
	B						
	点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しすべきもの		その他の見直し	
備考	契約金額はH22.4～H23.1月支払分まで。						

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3) 該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4) 平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5) 公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A: 公益法人等との契約における再委託に関するもの B: 契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	FAXニュース				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(社)共同通信社 港区東新橋1-7-1				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	予定価格	—				
	契約金額	1,355,130円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	12				
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無		
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—				
競争性のある契約への移行予定年限	—					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.65	FAXニュース				
	契約の概要	航海中の船舶に対して、FAXニュースにより時事情報等の提供を行っている。				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(社)共同通信社 港区東新橋1-7-1				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	応札・応募者数	—				
	予定価格	—				
	契約金額	1,355,130円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	0人				
	点検結果	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	変更点なし。 供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。			
		B				
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	指摘事項なし。 船での生活において、速達性のある活字の情報を得るためのサービスであり、それを行っているのが社だけであるため、随意契約によらざるを得ない。			
		B				
指摘事項等に対する具体的取組み(注5)		A	特になし。			
		B				
点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		競争性のある契約に移行すべきもの			競争性のある契約に移行を前倒しすべきもの	その他の見直し
備考		契約金額はH22.4～H22.12月支払分まで。				

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	後納郵便料				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本郵政(株) 千代田区霞が関1-3-2				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	予定価格	—				
	契約金額	912,440円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	9				
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無		
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—				
競争性のある契約への移行予定年限	—					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.66	後納郵便料				
	契約の概要	航海訓練所が送付する郵便物の料金後納契約。				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本郵政(株) 千代田区霞が関1-3-2				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	応札・応募者数	—				
	予定価格	—				
	契約金額	645,520円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	点検結果	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	変更点なし。 供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。 送付物により、宅配便と郵便で料金を比較し、安い方法を取っている。また、料金後納により、事務の簡素化を図っている。			
		B				
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	指摘事項なし。 各種料金の動向、新たなサービス形態の把握に努めること。			
		B				
指摘事項等に対する具体的取組み(注5)		A	特になし。			
		B				
点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		競争性のある契約に移行すべきもの			競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの	その他の見直し
備考		契約金額はH22.4～H23.1月支払分まで。				

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	航海訓練所 ガス料				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京ガス㈱ 港区海岸1-5-20				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	予定価格	—				
	契約金額	869,052円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。(合同庁舎として一契約)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	8				
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無		
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	—				
競争性のある契約への移行予定年限	—					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.67	航海訓練所 ガス料				
	契約の概要	航海訓練所のガス使用に係る契約。合同庁舎としての契約のため、分担金の支払いのみを行っている。				
	契約締結日	—				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京ガス㈱ 港区海岸1-5-20				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	応れ・応募者数	—				
	予定価格	—				
	契約金額	914,646円				
	落札率(%)	—				
	再就職の役員の数(注2)	—				
	点検結果	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	変更点なし。 供給者が一に特定される役務提供契約に該当するため。(合同庁舎管理官庁(財務事務所)が契約したものの当所の分担金)			
		B				
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	指摘事項なし。 合同庁舎の分担金という経費の性質上、貴所の判断が入り込む余地なし。			
		B				
指摘事項等に対する具体的取組み(注5)		A	特になし。			
		B				
点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し	
備考	契約金額はH22.4～H23.1月支払分まで。					

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

前回一者応札・一者応募契約についての事前点検資料

前回契約等の状況	前回契約	平成21年度下半期医薬品等の購入						
	契約締結日	平成21年11月16日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本船舶薬品㈱ 横浜市中区かもめ町6						
	予定価格	1,607,583円						
	契約金額	1,488,700円						
	落札率(%)	92.6%						
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.11	平成22年度医薬品等の購入について(上半期)						
	契約の概要	船舶を運航する上で乗組員、実習生の健康維持、医療対応のため必要とする医薬品等の在庫補充を行う。						
	契約締結日	平成22年5月25日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本船舶薬品㈱ 横浜市中区かもめ町6						
	公益法人等(注1)	該当		非該当				
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数	1						
	予定価格	2,059,900円						
	契約金額	1,953,798円						
	落札率(%)	94.9%						
	再就職の役員の数(注2)	-						
事前点検前に自ら前回より改善することとした内容(注3)	前回と同一契約方式の場合				契約方式の変更	その他見直し		
	仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
	上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)	●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常D→落札業者の資格:B) ●公告期間:11日間 変更点なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保することとしたが、さらに競争性を確保するため仕様内容の見直しについて検討中。				
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注5)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘	その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項			
		上記の具体的内容(前回からの改善点に対する評価、指摘事項がない場合はその理由)		契約価格の妥当性に関すること(注4)	スケールメリットと応札者の拡大を図る仕様内容とのバランスを考慮すること。			
	点検結果	指摘事項等に対する具体的取組み(注6)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し	その他の見直し
			仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他		
		上記の具体的内容		契約価格の妥当性に関すること(注4)	他の医療機関、船社の仕様内容について照会する。			
		点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し		
備考		仕様書は2者に配布。1者は入札前に辞退。						

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3) 該当する見直し欄いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「前回と同一契約方式」にて見直しを実施した場合は、複数の記載を可能とする。

(注4) 契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「契約価格の妥当性に関すること」欄に「○」を記載すること。

(注5) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「入札、契約条件等の指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注6) 指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	2009年度の船主責任保険				
	契約締結日	平成21年6月15日				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本船主責任相互保険組合 中央区日本橋人形町2-15-14				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	予定価格	41,206,970円				
	契約金額	41,206,970円				
	落札率(%)	100.0%				
	再就職の役員の数(注2)	-				
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	民間損保は船舶保険(船体に対する保険)とセットでしか引き受けないこと、及び特約条項(本船の深海に沈没全損後の遺体引揚費用等てん補)については、日本船主責任相互保険組合しか取り扱わないため、日本船主責任相互保険組合と随意契約を行っていた。				
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	18				
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無		
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	-				
競争性のある契約への移行予定年限	-					
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.21	平成22年度損害保険(船主責任保険)				
	契約の概要	船舶の所有者等が船舶の運航による事故等で負う責任及び費用をカバーする保険(賠償責任保険)。日本の港に入港する総トン数100トン以上の外航船について、船の運航や管理から生じた損害について保障する保険。平成17年(2005)施行の改正船舶油濁損害賠償保障法により加入が義務づけられている。				
	契約締結日	平成22年6月24日				
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	日本船主責任相互保険組合 中央区日本橋人形町2-15-14				
	公益法人等(注1)	該当		非該当		
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
	応札・応募者数	1				
	予定価格	39,674,118円				
	契約金額	39,674,115円				
	落札率(%)	100.0%				
	再就職の役員の数(注2)	-				
	点検結果	競争性のある契約方式への移行		競争性のある契約へ前倒し(注4)		その他見直し
上記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)(注5)		A	一般競争入札へ移行したが、1者しか応札がなかった。これは、特約条項(本船の深海に沈没全損後の遺体引揚費用等てん補)を取り扱うのが、日本船主責任相互保険組合1者のみのためと思われる。			
		B	深海に沈没全損となった船舶の取り扱いについては法的根拠がなく、社会的・道義的責任に基づく引揚費用については、他の保険会社から引受不可能との回答をもらっている。			
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	指摘事項なし。 契約内容に問題はないと考える。			
		B				
指摘事項等に対する具体的取組み(注5)		A	特になし。			
	B					
点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し	
備考						

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.1		サーバー装置および周辺機器の賃貸借契約						
	契約の概要		現行Webサーバーの後継機として使用するサーバー装置と周辺機器を賃貸借する						
	契約締結日		平成22年4月5日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		日通商事(株) 東京都中央区築地5-6-10						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		5,392,800円						
	契約金額		2,590,560円						
	落札率(%)		48.0%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘		
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書: 業者を特定する記載なし ●参加要件: A~D(通常C→落札業者の資格:A) ●公告期間: 14日間 3者に仕様書配布。 指摘事項なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており、競争性が確保されていることは落札率にも表れている。				
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し		
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容			特になし。				
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1) 公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その大半。

(注3) 契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4) 指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.3		日本丸 潤滑油の購入					
	契約の概要		船舶の運航に必要な潤滑油の購入					
	契約締結日		平成22年5月6日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)ジャパンエナジー 東京都港区虎ノ門1-10-1					
	公益法人等(注1)		該当			非該当		
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数		1					
	予定価格		929,880円					
	契約金額		929,880円					
	落札率(%)		100.0%					
	再就職の役員の数(注2)		-					
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項 (注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保				
	指摘事項等に対する具体的取組み (注4)	上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常D→落札業者の資格:A) ●公告期間:22日間 4者に仕様書配布。 指摘事項なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段指摘事項はない。			
		契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し				
		上記の具体的内容			特になし。			
	点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し		
備考								

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.5		Webサーバー更新作業					
	契約の概要		現行Webサーバーの後継機として使用するサーバー装置と周辺機器を更新するため移行作業を行う					
	契約締結日		平成22年5月10日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		日本情報通信(株) 東京都中央区明石町8-1					
	公益法人等(注1)		該当			非該当		
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応札・応募者数		1					
	予定価格		2,475,375円					
	契約金額		2,207,100円					
	落札率(%)		89.2%					
	再就職の役員の数(注2)		-					
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常D→落札業者の資格:A) ●公告期間:13日間 23者に仕様書配布。 指摘事項なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段指摘事項はない。			
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し				
		上記の具体的内容			特になし。			
		点検の結果、適当とされた契約方式			一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募
見直し区分			契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し	
備考		仕様書は2者に配布。1者は入札前に辞退。						

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.15		海王丸 潤滑油の購入						
	契約の概要		船舶の運航に必要な潤滑油の購入						
	契約締結日		平成22年6月3日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)藤井石油 東京都中央区湊2-16-17						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		1,256,745円						
	契約金額		1,186,500円						
	落札率(%)		94.4%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)				●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常D→落札業者の資格:B) ●公告期間:16日間 3者に仕様書配布。 指摘事項なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は一般競争契約を採用しており特段指摘事項はない。			
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容				特になし。			
		点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.18		日本丸 ボラード修理工事						
	契約の概要		平成22年5月高松港出港時にタグラインに過度の張力が加わったことにより損傷したボラードを修理するものである。損傷したままでは岸壁に係船することができないので修復することとしたい。なお本格修繕となると訓練計画支障をきたすので、神戸港で仮復旧とすることとしたい。						
	契約締結日		平成22年6月16日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)アイ・エイチ・アイ・マリン 東京都港区海岸3-22-23						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		2,110,500円						
	契約金額		2,100,000円						
	落札率(%)		99.5%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘		
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D(通常D→落札業者の資格:A) ●公告期間:5日間 破損したボラードを修理しなければ岸壁に係船することができないが、本格修繕する場合は材料の手配等に長期間を要することから訓練計画に影響がでしてしまうため仮復旧としたこと、及び緊急性を伴うため規程に定められた範囲で公告期間を短縮し入札をおこなったことは、やむを得ないものと認められる。				
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し		
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容			公告期間を十分確保する。				
		点検の結果、適当とされた契約方式			一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所を「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所を「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.22		平成22年度損害保険(火災保険等)						
	契約の概要		火災保険、施設管理者賠償責任保険、コンピューター総合保険、動産総合保険、貨物海上保険及び自動車保険の更新。						
	契約締結日		平成22年6月24日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)損害保険ジャパン 東京都新宿区西新宿1-26-1						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		18,640,000円						
	契約金額		18,517,505円						
	落札率(%)		99.3%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘		
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A又はB(通常B→落札業者の資格:A) ●公告期間:20日間 6者に仕様書配布。 仕様書を配付した者に保険対象範囲に地震危険引受不可の制限があり、1者応札となったものと認められる。				
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し		
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容			保険仲立人のアドバイスを受けて、保険種目のグループ化について検討する。				
		点検の結果、適当とされた契約方式			一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分			契約方式を変更せず、条件等の見直し		契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.18		日本丸 ボラード修理工事						
	契約の概要		平成22年6月に仮修復をおこなったボラードについて、本格修繕を行う。						
	契約締結日		平成22年8月24日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)アイ・エイチ・アイ・マリンユナイテッド 東京都港区海岸3-22-23						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		2,488,500円						
	契約金額		2,488,500円						
	落札率(%)		100.0%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘				契約方式に関する指摘		その他の指摘	
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)		6月に一度修理を行ったが、本格的な修理については長期停泊時でなければ作業が難しいため、次の入渠予定の際に行うこととしていた。前回の施工業者と入渠先は同系列の会社であり、経費削減及び工期短縮等が見込められ、競争に付するのが不利なため随意契約とした。 入渠先で修理をせざるを得なかった点は理解できる。しかしながら、これはあくまでも例外的なもので、今後はより適正な契約の執行に努められたい。					
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う				契約方式の見直し		その他の見直し	
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容		事故等による修繕については、予防措置を講じるとともに、個別具体的には、競争性の確保を図ることができる方策について検討する手順を盛り込むこととする。					
		点検の結果、適当とされた契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.52		日本丸 補助ボイラの修理						
	契約の概要		平成22年11月スロートリング火炉側溶接部2箇所破孔を生じ蒸気が噴出、使用不能となったため修繕する。						
	契約締結日		平成22年11月26日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)大阪ボイラ製作所 大阪府大阪市西淀川区竹島5-3-35						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		3,085,267円						
	契約金額		2,887,500円						
	落札率(%)		93.6%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘		
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			日本丸には実習生及び乗組員が乗船し訓練航海を行っているが、補助ボイラは、給食業務、暖房及び給湯等の船内生活並びに主機関で使用する燃料油の加熱等の運航業務に必須の装置であり、使用不能の状態では実習訓練の継続が不可能なため早急に修理する必要があるため。製造会社は西田鉄工(株)であるが、現在同社はメンテナンスに係る業務が不可能であることから、現在当所では同社から指定のあった(株)大阪ボイラ製作所と随意契約を行うこととした。 緊急性がある旨は理解できる。しかしながら、これはあくまでも例外的なものなので、今後はより適正な契約の執行に努められたい。				
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し		
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容			事故等による修繕については、予防措置を講じるとともに、個別具体的には、競争性の確保を図ることができる方策について検討する手順を盛り込むこととする。				
		点検の結果、適当とされた契約方式			一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所「○」を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

新規案件についての事前点検資料

点検、見直し後の契約等の状況	契約 No.62		民間資金を活用した練習船建造に関する調査業務						
	契約の概要		内航用練習船建造は、民間資金を活用した方式との予算措置がされたため、船舶建造に係る資金調達手法、金利水準及び契約形態及び役割分担について金融機関、造船所等へのヒアリング及び内外の文献調査などの手法をもちいて調査するものである。						
	契約締結日		平成23年1月17日						
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		(株)野村総合研究所						
	公益法人等(注1)		該当			非該当			
	契約方式		一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
	応札・応募者数		1						
	予定価格		4,523,266円						
	契約金額		4,190,000円						
	落札率(%)		92.6%						
	再就職の役員の数(注2)		-						
点検結果	契約監視委員会等からの指摘事項(注3)	入札、契約条件等の指摘			契約方式に関する指摘		その他の指摘		
		仕様書の内容	参加要件	公告期間の確保	その他の指摘事項				
		上記の具体的内容(指摘事項がない場合はその理由)			●仕様書:業者を特定する記載なし ●参加要件:A~D ●公告から企画提案書提出期限:26日間 2者に仕様書配布。 指摘事項なし。 参加要件を広げ、公告期間も十分確保している。契約方式は競争性のある随意契約の企画競争を採用しており特段指摘事項はない。				
	指摘事項等に対する具体的取組み(注4)	契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う			契約方式の見直し		その他の見直し		
		仕様書の変更	参加要件の変更	公告期間の見直し	その他				
		上記の具体的内容			特になし。				
		点検の結果、適当とされた契約方式			一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約
見直し区分		契約方式を変更せず、条件等の見直し			契約方式の見直し		その他の見直し		
備考									

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数。

(注3)契約監視委員会等からの指摘事項については、指摘がある場合、該当する指摘欄(「入札、契約条件等の指摘」、「契約方式に関する指摘」、「その他の指摘」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「入札、契約条件等の指摘」場合においては、「仕様書の内容」、「参加要件」、「公告期間の確保」、「その他の指摘事項」から複数選択することも可能。

(注4)指摘事項等に対する具体的取組みについては、該当する見直し欄(「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」、「契約方式の見直し」、「その他の見直し」)いずれか1箇所に“○”を記載し、具体的内容を記載すること。ただし、「契約方式を変更せず、条件等の見直しを行う」場合においては、「仕様書の変更」、「参加要件の変更」、「公告期間の見直し」、「その他」から複数選択することも可能。

前回競争性のない随意契約についての事前点検資料

前回の契約等の状況	前回契約	海王丸賃貸借					
	契約締結日	平成21年3月31日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(財)海技教育財団 東京都中央区平河町2-6-4					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	予定価格	128,465,980円					
	契約金額	128,465,980円					
	落札率(%)	100.0%					
	再就職の役員の数(注2)	-					
	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	会計規程第39条第1項第一号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	海王丸は、建造の経緯から(財)海技教育財団を所有者とし、航海訓練所に「リース」をすることを前提として建造された。 このような練習帆船を競争に付することはできない。					
	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	18					
	競争性のある契約への移行予定の有無	有		無			
	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	-					
競争性のある契約への移行予定年限	-						
点検、見直し後の契約等の状況	今回契約 No.1	海王丸賃貸借					
	契約の概要	海王丸代船建造に当たって、航海訓練所(以下「当所」という。)がその建造を企図したが、財政上の理由から(財)海技教育財団が建造のうえ、完成後は当所において運営管理している。当所の行う船員教育と財団が行う海事思想の普及のため使用することとして計画されたものであり、当所に貸し渡すことを前提として建造している。なお、今回より固定資産税及び消費税相当額での契約としている。					
	契約締結日	平成22年3月31日					
	契約の相手方の商号又は名称及び住所	(財)海技教育財団 東京都中央区平河町2-6-4					
	公益法人等(注1)	該当		非該当			
	契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約	
	応れ・応募者数	-					
	予定価格	718,095円					
	契約金額	718,095円					
	落札率(%)	100.0%					
	再就職の役員の数(注2)	-					
	点検結果	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注4)			その他見直し	
		上記の具体的な内容(変更点なしの場合その理由)(注5)	A	改善点なし。 上記、「競争性のない随意契約によらざるを得ない事由」のとおり。			
B			また、公益法人等の取扱いについて、情報公開の観点から財務諸表には関連公益法人等として記載している。				
契約監視委員会等からの指摘事項(前回からの改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)(注5)		A	航海訓練所の実習訓練のために建造された練習帆船であり、同じ仕様の練習帆船が存在はしない。 よって、所有者である(財)海技教育財団と随意契約によらざるを得ない。				
		B					
指摘事項等に対する具体的な取組み(注5)		A	特になし。				
B							
点検の結果、適当とされた契約方式	一般競争契約	指名競争契約	企画競争	公募	競争性の無い随意契約		
見直し区分	競争性のある契約に移行すべきもの		競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの		その他の見直し		
備考							

(注1)公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注2)契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が、(注1)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点で在籍していれば、その人数

(注3)該当する見直し欄(「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」)のいずれかを選択し、具体的な内容を記載すること。

(注4)平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請された、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注5)公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的な内容を記載した上、「A」及び「B」欄にそれぞれ「○」を記載すること。(A:公益法人等との契約における再委託に関するもの B:契約価格の妥当性に関するもの)

(別添)

区分表（随意契約事由別）

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12
(ト)緊急の必要により競争に付することができない場合	13
(チ)競争に付することが不利と認められる場合	14
(リ)秘密の保持が必要とされている場合	15
(ヌ)競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合	16
(フ)特例政令に相当する規定に該当する場合	17
(ワ)その他、類型区分に分類できない場合	18

第3回 独立行政法人航海訓練所 契約監視委員会議事録

意見・質問	回答
6. 平成22年度損害保険(船主責任保険)	
船主責任保険の特約条項は、えひめ丸の事故の時から始めたのか？	えひめ丸の時からと聞いている。
いつから船主責任保険を導入しているのか？	平成12年度までは航海訓練所は国の組織で国家賠償の制度があったので、保険を導入したのは、平成13年度からと思われる。
8. 及び10. 潤滑油の購入	
潤滑油を扱っている店はたくさんあるのか？	小売店はたくさんあるが、潤滑油は混ぜることができないので、銘柄が限定され、結果的に一者応札となっている。以前はまとめて仕入れていたが、会計検査院の指導もあり、分けて必要な都度入札して仕入れている。
油は値上がりしている状況であり、業者によって値上げ幅がだいぶ変わってくるので、慎重に見ていく必要がある。納入は1箇所だけでなく、全国的に行っているのか？	潤滑油の納入は場所を考えて計画的に行っており、A重油・C重油の納入は主に東京、神戸で行っている。
11. 及び13. ボラード修理工事	
船舶保険の免責金額はいくらか。また、タグラインの会社に負担させないのか？	船舶保険の免責金額は1千万円となっている。また、タグラインの会社の負担については、因果関係も含めて調整中である。
15. 民間資金を活用した練習船建造に関する調査業務	
実際に一者のみの応札だったのか？	随意契約の前段階で、企画競争の企画書を提出したのが1者だった。
16. 海王丸賃貸借	
本船の簿価はどのくらいか？	現在2億円強くらいである。
本船の修繕の費用はどこが持っているのか？	航海訓練所が全て持っている。
その他	
航海訓練所の契約監視委員会は、現在年に1回開催しているが、独立行政法人によっては事前に平行して行うべきではないかというところもある。航海訓練所については基本的に問題がないと思われるので、事後的にチェックするという	年に1回で良いと思われるが、特別な議案が出てきた場合は、別途委員会を開催するなど委員に連絡して欲しい。